

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 不当利得返還請求事件
国側当事者・国
令和2年6月25日棄却・控訴

判 決

原告 X
被告 国
同代表者法務大臣 三好 雅子
同指定代理人 須波 敏之
米窪 康幸
八野 沙絵

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、8万8410円及びこれに対する令和2年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、武蔵野税務署の徴収職員が、滞納国税を徴収するため、原告名義の普通預金口座の残高のうち8万8410円の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえ（以下、この差押処分を「本件差押処分」という。）、これを取り立てたこと（以下「本件取立て」という。）について、原告が、上記滞納国税が消滅時効により消滅していること、本件差押処分が国税徴収法77条に違反し違法無効であること等を主張して、被告に対し、誤納金返還請求権又は不当利得返還請求権に基づき、8万8410円及び本判決言渡しの日である令和2年6月25日から支払済みまで年5分の割合による還付加算金又は遅延損害金の支払を求める事案である。

1 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙1から4までのとおりである（これらの別紙において定義した略語は、本文中においても使用することがある。）。

2 前提事実

(1) 課税処分の経緯等

ア 原告は、平成24年3月13日、日本橋税務署長に対し、平成23年分の所得税の確定申告（還付申告）を行った（乙1）。

イ 原告は、平成25年3月14日、日本橋税務署長に対し、平成24年分の所得税の確定申告（還付申告）を行った（乙2）。

ウ 原告は、平成26年3月10日、武蔵野税務署長に対し、平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下、上記ア及びイの各所得税と併せて「本件各所得税等」という。）の確定申告（還付申告）を行った（乙3）。

エ 武蔵野税務署長は、平成26年10月28日、原告が行った前記ア及びイの確定申告につき雑所得の金額に誤りがあり、上記ウの確定申告につき雑所得及び所得控除の額に誤りがあるとして、それぞれ更正処分（以下「本件各更正処分」という。）を行い、平成24年分の所得税については、併せて過少申告加算税（以下「本件加算税」という。）の賦課決定処分を行った（以下、これらの各処分を併せて「本件更正処分等」という。乙4～6。）。

(2) 本件更正処分等に係る不服申立ての経緯

ア 原告は、平成26年12月8日、武蔵野税務署長に対し、本件更正処分等を不服として異議申立てを行った（乙23）。

イ 武蔵野税務署長は、平成27年2月6日、上記アの異議申立てを棄却する旨の異議決定を行った（乙24）。

ウ 原告は、平成27年3月4日、国税不服審判所長に対し、上記イの異議決定を経た後の本件更正処分等を不服として、審査請求を行った（乙25）。

エ 国税不服審判所長は、平成27年10月1日、上記ウの審査請求を棄却する旨の判決を行った（乙26）。

(3) 滞納処分の経緯等

ア 武蔵野税務署長は、平成26年12月24日、原告に対し、国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ）37条1項に基づき、本件各所得税等及び本件加算税の未納額について、督促状によりその納付を督促した（乙7の1～3）。

イ 原告名義の株式会社A銀行新宿西口支店の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「本件普通預金口座」という。）には、平成30年4月13日時点で、同月支給分の原告の老齢年金（以下「本件老齢年金」という。）42万5991円が振り込まれており、本件普通預金口座の残高は85万2095円であった（乙12、弁論の全趣旨）。

武蔵野税務署の徴収職員は、同日、上記アの未納額及び本件各所得税等に対する延滞税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項に基づき、原告が上記銀行に対して有する本件普通預金口座の残高85万2095円のうち8万8410円の払戻請求権（本件預金債権）を差し押さえ（本件差押処分）、上記支店に債権差押通知書を送達した（乙13）。

ウ 武蔵野税務署の徴収職員は、平成30年4月18日、上記イの支店に臨場し、国税徴収法67条1項に基づき本件預金債権を取り立て（本件取立て）、武蔵野税務署長は、同月19日付けで、本件取立てに係る金員の全額を武蔵野税務署長に配当する旨の配当計算書を作成し、原告に対して配当計算書謄本を発送した（乙14の1、2、弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、平成30年5月7日、武蔵野税務署長に対し、本件差押処分を不服として再調査の請求をしたが、武蔵野税務署長は、同月21日、これを却下する旨の決定を行った（乙15、16）。

イ 原告は、平成30年6月13日、国税不服審判所長に対し、本件差押処分を不服として審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年8月3日、これを却下する旨の裁決を行った（乙17、18）。

ウ 原告は、平成31年4月11日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点

- (1) 本件各更正処分が違法、無効であるか否か
- (2) 本件加算税の賦課決定処分が違法、無効であるか否か
- (3) 本件差押処分時及び本件取立て時における本件滞納国税の額
- (4) 本件差押処分及び本件取立てが適法であるか否か

4 争点に関する当事者の主張の概要

- (1) 争点（1）（本件各更正処分が違法、無効であるか否か）について

（原告の主張）

原告は、配偶者との間において、婚姻後に取得した財産を各持分2分の1の共有財産とし、公的年金の受給権も各自受給分を合算した2分の1を各自の生活費用に充てる合意をし、これに従って平成23年分から平成25年分までの所得税等の確定申告をしているところ、この計算方式は、所得税法12条の規定に従ったものであり、ドイツ連邦共和国においても、ドイツ連邦共和国基本法6条1項（我が国の憲法24条はこれに当たる。）の下で、「配偶者分割課税」として是認されている。したがって、被告がこのような計算方式を認めずにした本件各更正処分は、違法、無効である。

（被告の主張）

仮に課税処分が違法事由が存在しても、その違法事由が取消原因にとどまるときは、当該課税処分が取消訴訟又は権限のある行政機関により取り消されない限り、課税処分に基づいて徴収された税額について、法律上の原因を欠くとしてその返還を求めることはできず、返還を求めるためには当該課税処分が重大かつ明白な瑕疵があり無効と認められる必要がある。

そして、原告の主張に係る「配偶者分割課税」を所得税法が認めていないことが憲法24条に違反しないことは、最高裁判決（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同36年9月6日大法廷判決・民集15巻8号2047頁）から明らかであって、本件各更正処分に重大かつ明白な瑕疵はない。

- (2) 争点（2）（本件加算税の賦課決定処分が違法、無効であるか否か）について

（原告の主張）

ア 本件において、納付すべき税額に係る原被告間の見解の相違は、所得税法12条の解釈の相違から生じるものであり、原告の解釈にも相当の理由がある。それにもかかわらず、一種の罰金というべき過少申告加算税を課すことは、罪刑法定主義の観点から、武蔵野税務署長に与えられた裁量権の範囲を超えているから、本件加算税の賦課決定処分は、憲法84条に反し、違法、無効である。

イ 原告が行った所得税の申告に係る条件は、平成23年分から平成25年分までについて同様であるにもかかわらず、平成24年分についてのみ過少申告加算税が課されている。そうすると、本件加算税の賦課決定処分は、事実に基づく課税標準によって客観的にされたものとはいえないから、違法、無効である。

ウ 上記ア及びイの事情からすれば、原告については国税通則法65条4項の「正当な理由」があるといえるから、本件加算税の賦課決定処分は違法、無効である。

(被告の主張)

ア (ア) 過少申告加算税の賦課決定は、国税通則法65条1項の課税要件を充足する場合に、同法32条1項に基づいてされるものであるから、これが憲法84条に反するとはいえない。

また、加算税が罰金であるとは解されないし、過少申告加算税の賦課決定処分は、事実に基づく課税標準によって客観的にされるものであって、税務署長に裁量の余地はない。したがって、本件加算税が罰金であることや、本件加算税の賦課決定処分が裁量処分であることを前提として、本件加算税の賦課決定処分が罪刑法定主義に反する旨をいう原告の主張は失当である。

(イ) 法解釈の相違や誤解に起因することをもって、国税通則法65条4項の「正当な理由」とすることはできないから、所得税法12条の解釈の相違をもって「正当な理由」があるとする原告の主張に理由がないことは明らかである。

イ 前記(原告の主張)イ及びウについては、争う。

(3) 争点(3)(本件差押処分時及び本件取立て時における本件滞納国税の額)について

(原告の主張)

次のとおり、本件差押処分時以前に徴収権が時効により消滅したから、同時点及び本件取立て時における本件滞納国税の額は0円である。

ア 本件更正処分等に係る通知書は原告に対し送達されていないこと

被告は、本件更正処分等に係る通知書が送達された証拠として、郵便追跡サービスの書面(乙22)を提出するが、保管年限経過のため配達先の受取印影を確認することができないし、最高裁判決(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同27年4月25日第二小法廷判決・民集6巻4号462頁)によれば、送達の事実を立証するためには郵便局の配達証明による必要があるところ、これが提出されていないから、上記通知書の送達の事実は立証されていない。

また、仮に上記通知書が原告に送達され、原告が処分の理由を読んでいたとすれば、異議申立てにおいて上記処分の理由につき反論したはずであるが、そのような反論をした記憶はないから、上記通知書は原告に送達されていないと考えることが合理的である。

したがって、上記通知書は原告に対して送達されたとはいえない。

イ 本件滞納国税の徴収権は時効により消滅したこと

本件各所得税等の徴収権の消滅時効は、平成24年3月15日(平成23年分)、平成25年3月15日(平成24年分)、平成26年3月15日(平成25年分)の各翌日からそれぞれ起算される。そして、上記アのとおり、本件更正処分等に係る通知書が送達されていないことから、本件更正処分等による消滅時効の中断は認められず、本件各所得税の徴収権は、平成29年から平成31年までの各3月15日の経過をもって、それぞれ時効により消滅した。

(被告の主張)

ア 本件差押処分時及び本件取立て時における本件滞納国税の額は、8万8410円(本税及び加算税が合計7万1810円、延滞税が1万6600円)である。

イ（ア）本件滞納国税の徴収権の消滅時効は、各法定納期限（平成23年分の所得税につき平成24年3月15日、平成24年分の所得税につき平成25年3月15日、平成25年分の所得税等につき平成26年3月17日）の各翌日から進行し、進行開始から5年を経過しない同年10月28日の本件更正処分等により中断した後、各納期限（いずれも同年11月28日）の翌日から新たに進行し、中断後の納期限の翌日から5年を経過しない同年12月24日に、国税通則法37条1項に基づき督促が行われて上記各所得税の消滅時効は再度中断し、上記督促に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日（平成27年1月3日）の翌日から新たに進行している。

そして、本件各所得税等はいずれも上記督促処分後の時効の進行開始から5年を経過しない平成30年4月13日に本件差押処分が行われて徴収権の消滅時効が中断し、同月18日の本件取立て後、同取立てに係る金員が上記各所得税に充当されたことにより完納された。

このように、本件滞納国税について、完納となる前にその徴収権が時効により消滅した事実はない。

（イ）原告は、本件更正処分等に係る通知書が送達されていない旨主張する。

しかしながら、武蔵野税務署長は、平成26年10月28日、本件更正処分等に係る通知書を原告の住所地へ簡易書留郵便で発送し、同通知書は、同月29日に原告に送達された。郵便追跡サービスのウェブサイトの写し（乙22）の記載内容や、原告が本件更正処分等の取消しを求めて武蔵野税務署長に提出した異議申立書に、「平成26年10月29日」に本件更正処分等の通知書を受領した旨の記載があることは、上記送達の事実を裏付けるものである。

（4）争点（4）（本件差押処分及び本件取立てが適法であるか否か）について

（原告の主張）

ア 本件預金債権が差押禁止債権の属性を有すること等により差押が許されないこと

被告は、差押禁止債権に係る金員が銀行口座に振り込まれると、振り込まれた預金債権は原則として差押禁止債権の属性を失う旨主張するが、本件預金債権は差押禁止債権の属性を失わない。年金の振込先である銀行口座に対する差押えは、税務署長が意図して年金振込みに狙いを定めた差押えを行ったといえる特段の事情がある場合には、脱法的な差押処分として違法となると解されるところ、武蔵野税務署長は本件普通預金口座が原告の年金振込専用の口座であることを知っていたから、本件差押処分には上記特段の事情があり、本件差押処分は脱法的な差押処分として違法である。

イ 本件差押処分及び本件取立ては、差し押さえることができない部分を差し押さえ、また、取り立てるものであること

（ア）本件預金債権のうち差し押さえることができない部分

a 仮に原告が生活保護を受けた場合、保護費は月額12万6870円であり（差押えが禁止される額をこれより少額とすることは憲法25条、29条に反する。）、さらに、原告は公租公課を月額3万円負担しているから、原告の最低限の生活に必要な費用は、これらを合計した月額15万6870円である。

原告の配偶者が生活保護を受けた場合、保護費は月額12万6870円であり、さらに、公租公課を月額5000円負担しているから、原告の配偶者の最低限の生活に

必要な費用は、これらを合計した月額13万1870円である。

したがって、原告及び原告の配偶者の最低限の生活に必要な費用は、これらを合計した月額28万8740円となる。

- b 国税徴収法施行令（以下、単に「施行令」という。）34条は、国税徴収法76条1項4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額を、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円とし、滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5000円を加算する旨を定める。

もっとも、配偶者についての加算額を10万円としないことは、女性である原告の配偶者に対する不当な差別であるし、破産の場面において債務者の最低生活保障のため破産管財人が月額20万円を残すという裁判所実務も踏まえれば、憲法25条にも違反する。

また、上記の10万円という金額は平成3年に決定されたものであるところ、現在までの間、消費者物価指数は消費税を含めて年率1%程度上昇したから、これを考慮した13万円が上記政令で定める金額として本来あるべき金額である。

そうすると、原告について、国税徴収法76条1項4号に規定する金額は、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月当たり26万円（原告及び原告の配偶者につき各13万円）、同項5号に規定する金額は同期間当たり5万2000円であるから、同項により差押が禁止される金額は、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月当たり31万2000円となる。

- c 上記a及びbを踏まえると、原告の老齢年金に係る年金収入については、月額31万2000円に達するまでの部分の金額は差し押さえることができない。

(イ) 本件差押処分及び本件取立ては、差し押さえることができない部分を差し押さえ、取り立てたものであること

上記（ア）cのとおり、原告の老齢年金に係る年金収入については、月額31万2000円（2か月分は62万4000円）に達するまでの部分は差し押さえることができないところ、原告の平成30年3月分及び4月分の本件老齢年金に係る年金収入額は42万5991円であるから、武蔵野税務署長は、上記年金収入額全額につき差押えをすることはできない。それにもかかわらず、上記年金収入額の一部について差押え及び取立てをした本件差押処分及び本件取立ては、いずれも違法である。

ウ 本件差押処分の手続に違法があること

本件差押処分に係る差押調書（乙13。以下「本件差押調書」という。）の「延滞税」欄には数値で金額を記載すべきところ、「要す」との記載のみで、平成23年分から平成25年分までの各延滞税の金額を記載していなかったから、違法であり、本件差押調書を取り消し、再発行することを要する。

なお、被告は、本件訴訟において上記各年分の延滞税の金額をそれぞれ明らかにしたが、遅すぎる。

(被告の主張)

一般に、差押禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない。

他方で、差押禁止債権が預金債権に転化した場合であっても、徴収職員が実質的に差押禁止債権を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、当該差押処分は違法となる場合があるとも解されている。

もっとも、本件老齢年金は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定により支給される老齢厚生年金及び老齢基礎年金であり、国税徴収法77条1項に規定する「社会保険制度に基づき支給される〔中略〕老齢年金」であるから、その差押禁止部分の計算に当たって、本件老齢年金に係る債権は、給料等（同法76条1項柱書き）とみなされる。そして、本件において、平成30年4月支給分の本件老齢年金の金額をもとに、本件老齢年金自体を差し押さえることとした場合の差押可能金額を算出すると、10万8000円となること、本件普通預金口座の残高85万2095円のうち8万8410円（本件預金債権）につき行った本件差押処分は、差押可能金額の範囲内での差押えであるといえる。

そして、本件取立て後の本件預金口座の残高が76万3685円となることも併せ考慮すると、実質的に差押禁止財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件各更正処分が違法、無効であるか否か）について

原告は、夫婦の所得を合算した上でこれを折半して計算する方法である配偶者分割課税の方式に基づき本件各所得税等の確定申告をしているところ、この方式を認めなかった本件各更正処分が違法、無効である旨主張する。

しかしながら、所得税法は配偶者分割課税の方式を認めていないところ、生計を一にする夫婦の所得の計算について民法762条1項によるいわゆる別産主義に依拠する所得税法の規定が憲法24条に違反するものということとはできない（前掲最高裁昭和36年9月6日大法廷判決参照）。また、ほかに本件各更正処分が違法、無効であると認めるに足りる主張及び証拠はない。

2 争点（2）（本件加算税の賦課決定処分が違法、無効であるか否か）について

（1）過少申告加算税の賦課決定は、国税通則法65条1項の課税要件を充足する場合に、同法32条1項に基づいて行われるものであるところ、証拠（乙2、5）によれば、原告の平成24年分の所得税につき、同法65条1項の課税要件を充足し、納付すべき税額が5万0600円であると認められるから、加算税の基礎となる金額である5万円に100分の10の割合を乗じて計算した5000円が同年分の所得税に係る過少申告加算税の額となる。そして、本件加算税の額はこれと同額であるから、本件加算税の賦課決定処分が違法、無効であるとはいえない。

（2）ア 原告は、配偶者分割課税が採用されるべきであるとの原告の解釈にも相応に理由があり、一種の罰金である過少申告加算税を課すことは、罪刑法定主義の観点に照らし、武蔵野税務署長に与えられた裁量権の範囲を逸脱するため、過少申告加算税を課すことはできない旨主張する。

しかしながら、過少申告加算税は、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図る趣旨に出た行政上の措置であり、罰金と解することはできないし（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同33年4月30日大法廷判決・民集

12巻6号938頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同45年9月11日第二小法
廷判決・刑集24巻10号1333頁参照)、過少申告加算税の賦課決定処分は事実に
基づく課税基準により客観的に行われるものであって、税務署長に裁量権が与えられて
いるとは解されないから、原告の主張を採用することはできない。

また、原告の上記主張について、国税通則法65条4項の定める「正当な理由がある
と認められる」場合に当たる旨をいうものと解する余地もある。しかしながら、上記の
場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のよう
な過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不
当又は酷になる場合をいうものと解される(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18
年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成●●年(〇〇)
第●●号同27年6月12日第二小法廷判決・民集69巻4号1121頁参照)。そし
て、配偶者分割課税が所得税法上認められるか否かについて税務当局の解釈が確定して
いなかった、あるいは一般的にこれを認める傾向があったといった事情が全証拠に照ら
しても見当たらないことなどからすれば、原告が上記の解釈を採ったことは単なる法令
の解釈の誤りにすぎず、上記「正当な理由があると認められる」場合には当たらないと
いわざるを得ない。

イ 原告は、平成23年分及び平成25年分の所得税について過少申告加算税の賦課決
定がされていないことをもって、本件加算税の賦課決定処分が事実に基づく課税標準に
より客観的に行われたものとはいえない旨主張する。しかしながら、本件各更正処分に
よる原告の差引納付すべき税額は、平成23年分については4万9400円、平成25
年分については4万1700円であり(乙4、6)、これに100分の10の割合を乗
じると5000円を下回り、国税通則法119条4項により全額が切り捨てられること
から、過少申告加算税が賦課されなかったものと考えられることに照らせば、原告の主
張を採用することはできない。

(3) したがって、本件加算税の賦課決定処分が違法、無効であるとは認められない。

3 争点(3)(本件差押処分時及び本件取立て時における本件滞納国税の額)について

(1) 原告は、本件更正処分等に係る通知書が自身に送達されていない旨主張する。

しかしながら、証拠(乙4~6、20~23)によれば、①武蔵野税務署総務課が、平
成26年10月28日、本件更正処分等に係る通知書を簡易書留で発送したこと、②武蔵
野税務署が同日付けで原告宛てに発送した簡易書留は同月29日に原告方に到着してい
ること、③原告が同年12月8日付けで作成して武蔵野税務署長に提出した本件更正処分等
についての異議申立書には、本件更正処分等(原処分)の通知書には原処分日として同年
10月28日と記載されていた旨及び同通知書を同月29日に受領した旨の記載があるこ
とが認められる。

以上のとおり、本件更正処分等に係る通知書が原告に送達されたことにつき客観的な裏
付けがあり、原告自身も送達を受けたことを自認していたことからすれば、本件更正処分
等に係る通知書は原告に送達されたものと認められる(なお、原告は最高裁判決を引用し
て、送達の実事の立証には配達証明が必要である旨主張するが、原告の引用に係る最高裁
判決がそのような証拠法則を述べたものということとはできない)。

(2) 前記前提事実(1)、(3)ア、証拠(乙7の1~3)及び上記(1)によれば、本件滞納

国税の徴収権の消滅時効は、各法定納期限（平成23年分の所得税につき平成24年3月15日、平成24年分の所得税につき平成25年3月15日、平成25年分の所得税等につき平成26年3月17日）の各翌日から進行し、進行開始から5年が経過する前の同年10月28日に本件更正処分等がされ、その通知書が原告に送達されて効力が生じたことにより中断した後、各納期限（いずれも同年11月28日）の翌日から新たに進行し（国税通則法73条1項1号、2号）、中断後の納期限の翌日から5年が経過する前の同年12月24日に、同法37条1項に基づき督促が行われて上記徴収権の消滅時効は再度中断し、上記督促に係る督促状を発した日から起算して10日を経過した日（平成27年1月3日）の翌日から新たに進行した（同法73条1項4号）ものであることが認められる。

そして、前記前提事実（3）イ及びウによれば、いずれも上記督促処分後の時効の進行開始から5年が経過する前の平成30年4月13日に本件差押処分が行われて上記徴収権の消滅時効が中断し、同月18日の本件取立て後、同取立てに係る金員は本件滞納国税に充当されたものであることが認められる。

したがって、本件滞納国税の徴収権が、本件取立て以前に時効により消滅したということとはできない。

- (3) 証拠（乙1～6）によれば、①本件更正処分等により原告が新たに納付すべきこととなった税額は、平成23年分の所得税につき4万9400円、平成24年分の所得税につき5万0600円、平成25年分の所得税等につき4万1700円であり、②当初の確定申告により原告に発生した還付税額は、平成23年分の所得税につき2万5768円、平成24年分の所得税につき2万5326円、平成25年分の所得税等につき2万3796円であることがそれぞれ認められる。

また、前記2（1）のとおり、本件加算税の金額は5000円である。

そして、被告は、上記②の還付税額をそれぞれ上記①の新たに納付すべきこととなった税額に充当しているから（弁論の全趣旨）、本件滞納国税の本税及び加算税は7万1810円（内訳：平成23年分所得税2万3632円、平成24年分所得税2万5274円、平成25年分所得税等1万7904円、本件加算税5000円）となる。

次に、本件滞納国税の本税に係る延滞税の額は、本件滞納国税の本税の金額、各法定納期限（上記（2））、平成26年10月28日に本件各更正処分が行われたこと（前記前提事実（1）エ）から、本件差押処分時及び本件取立て時において、平成23年分の所得税につき6800円、平成24年分の所得税につき6700円、平成25年分の所得税につき3100円であると認められる。

したがって、本件差押処分時及び本件取立て時における本件滞納国税の額は、合計8万8410円（本件差押処分、本件取立てにより差押え、取立てをされた額と同額。前記前提事実（3）イ及びウ）となる。

4 争点（4）（本件差押処分及び本件取立てが適法であるか否か）について

- (1) 国税徴収法は、社会保険制度に基づき支給される老齢年金等に係る債権（以下「年金等」という。）について、給料等に係る債権とみなした上で、所定の金額は差し押さえることができないとする76条の規定を適用するとしている（77条1項）。しかるに、①金融機関に対する預貯金債権（払戻請求権）は、預貯金口座開設者と金融機関との間の契約に基づく債権であり、年金等とは法的性質を異にすること、②年金等に基づき支払われる金銭が受給

者の預貯金口座に振り込まれると、一般財産と混合し識別特定ができなくなり、このような預貯金債権を差押禁止債権とすることは、取引の安全を害するおそれがあること、③滞納処分の執行等を行うことによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等には換価の猶予（同法151条1項1号）や滞納処分の執行の停止（同法153条1項）を受けることができることなどを考慮すると、年金等に係る金融機関の口座への振込みによって発生する預貯金債権は、原則として、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

もともと、国税徴収法77条及び76条は、給与的色彩の強い年金等については給与とみなして、年金等受給者の最低限の生活を維持するために充てられるべき金額に相当する部分の差押えを禁止したものであり、年金等に係る受給者名義の預貯金口座への振込みの場合であっても、その趣旨はできる限り尊重されるべきである。そうすると、徴収職員が実質的に同法77条1項及び76条1項による差押禁止財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か、差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるものか否か等を総合的に考慮した上で、差押処分が上記趣旨を没却するものと認められる場合には、当該差押処分は違法となるものと解するのが相当である。

(2) ア 本件老齢年金に係る債権については、給料等に係る債権とみなして国税徴収法76条の規定が適用される場所、本件老齢年金自体を差し押さえることとした場合の差押可能金額（同条1項各号に掲げる金額の合計額を控除した金額）については、平成30年4月支給分である本件老齢年金の金額を基に計算することとなる。そして、施行令34条は、同法76条1項4号に規定する政令で定める金額について、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5000円を加算した金額）とする旨規定する。

イ これに対し、原告は、生活保護を受けた場合に得られる保護費及び負担する公租公課を基準として差押えが禁止される金額を定めるべきであること、滞納者と生計を一にする配偶者につき4万5000円を加算にとどめることは女性である原告の配偶者に対する不当な差別であること、破産手続の実務において最低生活保障のために破産者の手元に残される金額はより多額であり、上記アの金額が定められた後には消費者物価指数が上昇していること等を主張するところ、これらは、上記アの施行令の内容が不合理である旨の主張と理解することができる。

しかるに、国税徴収法76条1項4号は、滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを「勘案して」政令で定める金額を差押えが禁止される金額に含めることを定めている。そして、同法においては、生活扶助のほか、要保護者の特殊事情により教育扶助、住宅扶助等が供給され得るが、こうした特殊事情については滞納処分の執行停止制度（国税徴収法153条）による保護が可能であることから、上記アの施行令は計算の単純化を図るため生活扶助の金額を基準としていると解されること、多数の納税者を対象とする滞納処分の性質上、生活扶助基準におけるように家族の年齢構成や性別、冬季や夏季の別等まで細かく考慮することは適当ではないこと

等に照らせば、上記アの施行令の内容が生活保護を受けた場合に得られる保護費等を基準とするものでないからといって不合理であるとはいえず、その他の原告の主張を考慮しても、上記アの内容が不合理であると認めることはできない（したがって、以上の点に関して違憲をいう所論も理由がない。）。

以上によれば、原告の主張を採用することはできない。

ウ そこで、本件老齢年金の受給権を差し押さえる場合の差押可能金額（国税徴収法76条1項各号に掲げる金額の合計額を控除した金額）を、施行令34条に基づいて計算すると（なお、端数処理は国税徴収法基本通達76条関係3による。）、次のとおり、10万8000円であると認められる。

(ア) 収入金額（2か月分） 43万円

原告は、平成29年8月に、平成30年4月支給分と同じ支払額（42万5991円）の老齢年金を支給されているところ、平成29年8月支給分の老齢年金は、基礎金額が12万9883円、上乘金額が30万0196円であった（乙10〔2枚目〕）。そして、平成29年8月から平成30年4月までの間、公的年金等から徴収される所得税及び復興特別所得税の税額に変更はないから（所得税法203条の3、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法28条2項）、同月支給分の老齢年金の基礎金額及び上乘金額は、平成29年8月支給分と同額であったと認められる。

そうすると、平成30年4月支給分の老齢年金に係る差押可能金額の算定における収入金額は、基礎金額12万9883円及び上乘金額30万0196円を合算し、1000円未満を切り捨てた43万円となる。

(イ) 国税徴収法76条1項に掲げる金額

a 国税徴収法76条1項1号の金額 5000円

上記（ア）と同様、本件老齢年金に係る国税徴収法76条1項1号の金額は、平成29年8月支給分のもと同額と認められるから、平成30年4月支給分の同号の金額は、平成29年8月支給分に係る源泉徴収額4088円（乙10〔2枚目〕）の1000円未満を切り上げた5000円となる。

b 国税徴収法76条1項2号及び3号の金額 0円

本件老齢年金に関して、国税徴収法76条1項2号及び3号の金額が存在することを認めるに足りる証拠はない。

c 国税徴収法76条1項4号の金額 29万円

国税徴収法76条1項4号の「政令で定める金額」は、滞納者の給料等に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5000円を加算した金額）と定められている（施行令34条）。

本件老齢年金は支給の基礎となった期間が2か月である。また、平成30年4月当時、原告には生計を一にする妻がおり、他に生計を一にする親族はいない（弁論の全趣旨）。したがって、本件老齢年金に係る同号の金額は、29万円となる（計算式：（10万円〔本人〕＋4万5000円〔妻〕）×2か月）。

d 国税徴収法76条1項5号の金額 2万7000円

国税徴収法76条1項5号の金額は、その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（その金額が同項4号に掲げる金額の2倍に相当する金額を超えるときは、当該金額）であるから、本件老齢年金に係る同項5項の金額は、2万7000円となる（計算式：{43万円〔上記（ア）〕－（5000円〔上記a〕＋29万円〔上記c〕）}×20%＝2万7000円。この金額は、58万円〔29万円×2〕を超えない。）。

e 合計金額（差押禁止額相当額） 32万2000円
（ウ）差押可能金額 10万8000円

差押可能金額は、43万円（上記（ア））から32万2000円（上記（イ）e）を引いた10万8000円を下回らない。

エ 上記ウのとおり、平成30年4月分の本件老齢年金のうち10万8000円の受給権は差し押さえることが禁止されないところ、前記前提事実（3）イ及びウのとおり、本件差押処分及び本件取立ては、本件老齢年金が振り込まれ残高が85万2095円となった本件普通預金口座のうち上記10万8000円を下回る8万8410円の払戻請求権について行われたものであるから、徴収職員が実質的に国税徴収法77条1項及び76条1項による差押禁止財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったということとはできない。

また、前記前提事実（3）イ、証拠（乙10、12〔4枚目〕、13、23〔3枚目〕）及び弁論の全趣旨によれば、本件普通預金口座には本件取立て後も76万3685円の残高があったこと、原告は2か月に1回、約42万6000円の老齢年金の受給を受けていたこと、原告の配偶者も別途年金を受領していることが認められ、これらに照らせば、本件差押処分及び本件取立てにより原告及びその配偶者の生活を困窮させるおそれがあったということとはできない。

したがって、本件差押処分は、差押禁止債権の定め趣旨を没却するものと認めることはできず、違法であるということとはできない。

（3）なお、原告は、本件差押調書の「延滞税」欄に具体的な金額が記入されていないことから、本件差押調書が違法である旨主張する。

しかしながら、本件差押調書の「延滞税」欄には「法律による金額 円」の不動文字の記載のほかに、「要す」との記載がされるにとどまっているところ（乙13）、本件差押処分の時点では、本件所得税等は完納されておらず、最終的な延滞税の金額が確定していなかった上、「法律による金額」との記載をもって一応延滞税の特定はされているといえることから、本件差押調書の「延滞税」欄に具体的な金額が記載されていないことが違法であるとはいえない。したがって、原告の主張は採用することができない。

（4）以上のとおり、本件差押処分及びこれを前提として行った本件取立ては、いずれも違法とはいえない。

5 結論

前記1、2のとおり、本件更正処分等はいずれも違法、無効であるとはいえず、上記4（4）のとおり、本件差押処分及び本件取立てはいずれも違法とはいえないから、これらが違法であることを前提とする原告の不当利得返還請求には理由がない。また、前記3のとおり、本件滞納国税の徴収権が完納となる以前に時効により消滅した事実はなく、本件取立て時にお

ける本件滞納国税の額は本件取立てにより取り立てられた額と同額であるから、原告の誤納金返還請求にも理由がない。

よって、原告の請求には理由がないから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 森 英明

裁判官 小川 弘持

裁判官 鈴鹿 祥吾

○ 国税通則法（平成30年法律第16号による改正前のもの）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 〔略〕

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。〔以下略〕

イ 第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ～二 〔略〕

九、十 〔略〕

（更正又は決定の手続）

第二十八条 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2、3 〔略〕

（督促）

第三十七条 納税者がその国税を第三十五条（申告納税方式による国税の納付）又は前条第二項の納期限（〔中略〕延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。）までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

一 次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第百五十九条（保全差押）の規定の適用を受けた国税

二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税

2、3 〔略〕

（国税の徴収権の消滅時効）

第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定、前条第一項第一号の規定による更正決定等又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定により納付すべきものについては、これらの規定に規定する更正又は裁決等があつた日と〔中略〕する。〔中略〕）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 国民の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第七十三条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に限る。）に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間

三 〔略〕

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に国税徴収法第四十七条第二項（差押えの要件）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

五 〔略〕

2～5 〔略〕

(国税の確定金額の端数計算等)

第百十九条 国税（〔中略〕 附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 〔略〕

4 附帯税の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満（加算税に係るものについては、五千円未満）であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

○ 国税徴収法

(給与の差押禁止)

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

- 一 所得税法第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整）、第九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- 三 健康保険法〔括弧内略〕第六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
- 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法〔括弧内略〕第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2～5 〔略〕

(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

第七十七条 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付〔括弧内略〕に係る債権は給料等と〔中略〕みなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二 〔略〕

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

四～七 〔略〕

○ 国税徴収法施行令

(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第三十四条 法第七十六条第一項第四号(給料等の差押禁止の基礎となる金額)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十万円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額)とする。

○ 国税徴収法基本通達 第76条関係 給与の差押禁止

1、2 [略]

(差押可能金額)

3 法第76条第1項の規定に基づき差押えができる金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が1月未満の時は百円未満の端数を、1月以上の時は千円未満の端数を、それぞれ次のように取り扱うものとする。

(1) 給与等の金額については、切り捨てる。

(2) 法第76条第1項各号に掲げる金額については、切り上げる。